相生市変動型最低制限価格制度事務取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は、相生市が発注する工事及び業務委託等について、極端な低入札価格による受注を防止するため、相生市契約規則（昭和３９年規則第２５号）第６条及び第１６条の規定による最低制限価格の基準を設定するに当り必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条 変動型最低制限価格制度の対象は、原則すべての一般競争入札による工事及び業務委託等について適用する。

（最低制限価格の算定方法）

第３条　最低制限価格は、案件ごとに次に掲げる方法により算定するものとする。なお、予定価格を超える入札は無効とする。

⑴　有効な入札参加者数が５者以上の場合は、最高額及び最低額を除いた有効な入札価格（最高額と最低額が複数ある場合はそれぞれ１件を除く）を平均した価格（その額に１円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に１０分の９を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

⑵　有効な入札参加者数が２者以上５者未満の場合は、有効な全入札価格を平均した価格（その額に１円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に１０分の９を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

⑶　有効な入札参加者数が１者の場合は、予定価格に３分の２を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に１０分の９を乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

（適用方法）

第４条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札者とする。

（その他）

第５条 この要領に定めるもののほか、変動型最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成１８年７月１日から施行する。

（相生市変動型低入札価格制度試行要領の廃止）

２　相生市変動型低入札価格制度試行要領は廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和９年４月１日から施行する。